

再エネ工業団地における電力供給事業の立ち上げ等に関する アドバイザー等業務委託仕様書

1 業務の目的

国内のあらゆる産業でカーボンニュートラルへの対応が求められる中、本県では豊富な再生可能エネルギーを活用できることをセールスポイントとした「再エネ工業団地」を整備し、再エネ電力を求める企業の誘致を進めることとしている。

令和4年度に秋田市下新城地区における「再エネ工業団地」の理想的な姿をマスタープランとして取りまとめ、同プランに基づき、令和6年度までに諸課題の調査・検討、電力供給事業の中核となり得る企業（以下、「中核企業候補事業者」と表記）からのヒアリングを実施し、現時点での事業立ち上げ方針等の整理を行った。

令和7年度は、令和8年度を予定している団地の一部分譲開始を見据え、同年度中における電力供給事業の立ち上げに向け、中核企業候補事業者との詳細な意見交換を実施し、それらの結果も踏まえ事業立ち上げ方針・事業者募集要項等の策定を完了することとしており、一連の業務について、電力システム・制度に関する深い知見に基づき、総合的かつ法律的・制度的な観点から適合性等のチェックや、意見交換開催等のサポートを行うアドバイザー等業務を委託し、再エネ工業団地の適正かつ円滑な整備の実現につなげることを目的とする。

2 業務の名称

再エネ工業団地における電力供給事業の立ち上げ等に関するアドバイザー等業務

3 委託業務の実施期間

契約締結の日（5月下旬を予定）から令和8年3月13日まで

4 委託業務の内容

県が整備を進めている「下新城地区工業団地」について、1に記載した業務の目的、本県の再生可能エネルギーのポテンシャル、カーボンニュートラルに向かう国内外の動向等を踏まえた上で次の業務を実施し、成果を報告書にまとめること。

なお、県では再エネの需要家企業等を委員とする検討委員会を組織し、本業務の遂行についても適宜助言を受けることとしているので、本委員会からの意見を踏まえつつ、業務を進めることとする。

(1) 中核企業候補事業者との詳細な意見交換に関する支援

電力供給事業の立ち上げ及びその後の運営は民間事業者（中核企業）を中心に進めること、電力供給事業は、第1号工場が稼働し始める2028年度（令和10年度）頃を開始することを想定しており、需要家の望む再エネを、事業性を確保しつつ長期的・安定的に供給していくためには、事業の運営能力・ノウハウを兼ね備えた事業者「中核企業」として参画いただけるかどうか最大のポイントとなる。

そこで、県が主催する県と中核企業候補事業者間における詳細な意見交換（事業立ち上げ等に向けた調整）の実施に当たり、事業の立ち上げ方針や各企業間の役割分担、実施スケジュールの調整等が円滑に進むよう、総合的に支援を実施する。

【業務内容】

①WE B会議開催に関する支援

意見交換参加を希望する企業にWE B会議参加に関する案内を行うこと（使用するアプリケーションはMicrosoft Teams 又はGoogle Meet を想定している）。意見交換は最大で6回程度・1回あたり最長2時間程度を想定しているが、状況により開催回数や1回の所要時間を増減する可能性があること。

②議題設定と議論の整理に関する支援

意見交換の各回における議題は次のとおりと想定しているが、中核企業候補事業者との調整が円滑に進むよう、県と協議の上、各回における意見交換の結果を踏まえ、次回日程や議題・到達目標の設定等を支援すること。

開催時期	検討事項
第1回（6月頃）	①電力供給事業の立ち上げ方針、②①の方針に基づく事業への参画企業 等
第2回（7月頃）	①電力供給事業の立ち上げ方針、②①の方針に基づく事業への参画企業 等
第3回（9月頃）	①電力供給事業の立ち上げ方針、②①の方針に基づく事業への参画企業、 ③県・参画企業における実施事項・役割分担、④県の次年度関連予算 等
第4回（10月頃）	①電力供給事業の立ち上げ方針、②①の方針に基づく事業への参画企業、 ③県・参画企業における実施事項・役割分担、④県の次年度関連予算 等
第5回（12月頃）	①県・参画企業における実施事項・役割分担、実施スケジュール、②事業者募集 方法・要項、選定基準 等
第6回（1月頃）	①県・参画企業における実施事項・役割分担、実施スケジュール（最終確認）、 ②事業者募集方法・要項、選定基準（最終確認）、③県の次年度関連予算（状況の 報告） 等

③関連資料作成等に関する支援

県と協議の上、意見交換における資料の作成等を支援するほか、必要に応じ、意見交換における資料説明・質疑への対応を行うこと。

④議事録作成に関する支援に関する支援

各意見交換が終了する都度、議事録を作成すること。

⑤その他意見交換の実施に関する支援

①～④に掲げる業務のほか、意見交換の実施に関し必要な事項について、総合的なアドバイス・サポートを行うこと。

(2) 電力供給事業立ち上げ方針及び「中核企業」募集・選定要項等の策定

(1) の意見交換の結果に基づき、下新城地区工業団地において可能かつ適当と認められる①事業の立ち上げ・運営方針、②「中核企業」募集・選定要項、③「中核企業」選定基準及び選定に係る選定委員会の実施方針等を検討・策定すること。

なお、①～③の内容については、事業者において他自治体における新電力立ち上げの実例等も勘案しながら過不足のない内容を検討・提案し、県と協議の上で確定するものであるが、これまでの整理において、電力供給事業は民間事業者を中心に、法人（株式会社等を想定）を組織し、又は法人は組織せず法人格を持たない企業間連携により立ち上げ・運営していく方向性を検討しており、電力供給事業の安定性や効率性、事業発展の想定、信用・資金調達等の面から、いずれのスキームが本県において適当かという点については、特に必要十分な分析・検討を行うこと。

また、①の検討・策定は、ア) 本県の強み、イ) 本県が直面するリスク（団地の分譲開始前であり、電力需要の詳細が確定していない）、ウ) 法令等関連制度や国の施策動向、電力市場の見通し、経済情勢等も十分に勘案して実施するものであること。

(3) 電力供給事業の立ち上げに関する関係法令手続き等の整理及び当面の事業計画等の策定

(2) の業務で取りまとめた方針等に基づき、実際に下新城地区工業団地で電力供給事業を立ち上げるに当たり、県と中核企業事業者間で協議・決定して対応していくべき事項やスケジュール等、一連の事項について整理すること。

また、事業の立ち上げ後、数年程度（3～5年程度）の簡易な事業実施計画案について、検討・策定すること。

(4) 電力供給事業の立ち上げ等に活用可能な国支援制度の調査

(2)・(3) の業務で取りまとめた成果に基づき、下新城地区工業団地で電力供給事業を立ち上げるに当たり、活用が検討できる国等の支援制度について、業務委託期間内で把握可能な情報に基づき整理すること。

なお、調査は机上調査を原則とし、必要な場合は、国・団体等の担当者や、制度活用の実績のある自治体等への補足調査を実施するものとする。

(5) 検討委員会の意見を踏まえた委託業務の推進

委託事業の推進方針や進捗状況等については、適宜、検討委員会に報告し、委員から聴取した意見を踏まえて進めることとし、意見聴取の回数や方法については、県と協議して確定すること。

(6) その他業務の目的達成のために必要な事項の実施

(1) ～ (5) に掲げる業務のほか、目的達成のため実施が必要と思われる事項については、県と協議の上で確定し、実施するものとする。

5 その他

(1) 再委託の制限

受託者は業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、請け負わせることができないものとする。主要な部分以外の第三者への委託に関しては契約金額の50%以内とし、これを超える場合は事前に書面により県の承諾を得るものとする。

(2) 業務の実施について

本仕様書において定められた事項の実施については、必ず委託者と調整し、その承認を受けて進めるものとし、本承認を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費も含め、受託者で負担するものとする。

(3) 不測の事態への対応について

不測の事態により業務を遂行できない場合は、代替案について協議するものとする。

(4) 著作権等

本業務の調査結果を含む成果品の著作権等は秋田県に帰属する。

また、成果品に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものについては、その一切の使用許可も含めて制作すること。併せて、本業務に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

6 成果物・調査報告書

(1) 調査報告書等を以下のとおり作成することとする。

① 報告書 5部（A4判・カラー）

報告書には委託業務内容の成果のほか、業務を通して収集したデータも掲載すること。

② 上記①のデータを記録した電子媒体（CD-ROM 又は DVD） 2枚

(2) 納入先

秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課クリーンエネルギー活用チーム

(3) 納入期限

令和8年3月13日（金）まで

7 問合せ先・提出先

秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課クリーンエネルギー活用チーム

住 所：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎3階

電話番号：018-860-2282

メー ル：shigen-ene@pref.akita.lg.jp